

2019年度災害時避難所マニュアル作成・情報提供事業
「男女共同参画の視点を取り入れた災害時避難所運営マニュアル作成委員会」
設置要領

(目的)

第1条 県内外で策定されている災害時避難所マニュアルや有識者からの意見をもとに、市町が災害発生時に避難所を円滑に運営できるよう、男女共同参画の視点から災害時避難所運営マニュアルを作成するとともに、当該マニュアルのデータを市町に提供するため、「男女共同参画の視点を取り入れた災害時避難所運営マニュアル作成委員会（以下「作成委員会」という。）」を設置する。

(協議事項)

第2条 作成委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営マニュアルの作成について。
- (2) 当該マニュアルを用いた避難所運営に資する研修プログラム等の開発について。

(組織)

第3条 作成委員会は、15名程度の委員で組織する。

- 2 委員は、男女共同参画及び防災の専門家、または、災害時に避難所開設運営等に関わる関係者の中から、佐賀県立男女共同参画センター事業統括（以下「事業統括」という。）が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から翌年3月31日までとし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第5条 作成委員会は、事業統括が召集する。

(事務局)

第6条 作成委員会の事務局は、佐賀県立男女共同参画センターに置く。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、作成委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、2019年4月17日から施行する。